

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先
機関（沖縄復帰準備委員会日本政府代表）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43428

施政權返還交渉と復帰準備の進め方

沖繩復帰準備をめぐる対米交渉について

昭和四五、二、三
外務省

日米協力の要

佐藤総理・ニクソン大統領の共同声明により、「アメリカがすでに沖繩を手離した。従つて日本側は一方的に對沖繩施策を進めることができる」という誤解が間々政府各省の間にさえみられる。このことは単にアジア政策の転換を含む内外の難問の山積みに悩む誇り高い米国人の心理を見誤つているのみならず、今後長期にわたり沖繩基地を中心とする米国の在極東抑止力に依存する日本の安全保障上の真の利益を無視するものである。復帰準備過程の不幸で日米間にしこりが残ることとなれば、貿易経済問題の解決にも悪影響を及ぼし、歴史上誇るに足る総理・大統領の沖繩返還決定をめぐるステイツマンシップの成果は多く失われ、ひいては七〇年代の両国關係を毒することとなるおそれすらある。

執
筆 期 限

従つて沖繩復帰準備に當つては、わが国側が特に對米關係について細心の注意を払い、常に米側の納得の上で段取りを進めることは、一部の謬見のごとく「對米卑屈」ではなく、逆に日米協力のありべき姿からの当然の帰結であり、かかる観点より、政府關係各省庁の緊密な協力、特に對米關係における各省庁の一方的行動の自制が国益上きわめて肝要であることは言をまたない。

三 復帰準備委員会

右の精神の第一の具体化は、共同声明により、近く（二月中旬を目途）那覇に設置される復帰準備委員会の運営ぶりにかかつている。委員会は東京の日米協議委員会の定める大枠の下で、現地の復帰準備に關する唯一の日米間の協議調整チャネルとして、沖繩での地位協定の適用準備及び施政権の移管準備を仕事の二大支柱として行なうこととなる。仕事の前者は、日本にとつても米國にとつても安全保障上重大な価値を有する米軍基地の機能維持、

後者は四分の一世紀の間続いた米国の施政の総決算、かつ、いずれも沖縄百万県民の利害と福祉と至大の關係を有するといふ点でそれぞれ兩國の利益と名譽とに直接かかわるものである。このため政府は、今般準備委員会に対する日本政府代表及びその補佐官に外務大臣の直接指揮する練達の外交官を充て、委員会の日常活動の場たる各専門部会へ右の二大事業を中心に設置して、総理府総務長官所轄下の現地出先機関と生きた連繫協力の下にこの事業に当らしめることとしたものである。一部には委員会の活動を最小限とし、単に右出先機関が一方的に復歸準備施策を進めよう米側より包括的委任を取付けることに止めようとの見解があるが、右は上述來の見地より誤りであるのみならず、二十五年に及ぶ施政権分離のもたらした現地の複雑な実体よりして不適當であることはいりまでもない。

他方委員会の運営に當つて、復歸準備施策のすべて、特に対琉

3

球政府指導の細目まで委員会を取扱えないことは言をまたず、また現地の米国籍が今後一年や十八カ月は今のまま残るとしても、それ以後一九七二年に近付くにつれて急速に薄らいで行く（後述）の返還協定署名の時が転換期と思われる。）とともに、委員会の事業も減少して行くことは当然であるので、常に弾力的態度を保つべきである。

なお、百万県民の福祉を最大限に守るため委員会の顧問たる琉球政府主席及びその補佐者の発言は極力尊重すべきことも勿論である。

三、 沖縄返還協定締結交渉

本交渉は東京で行なわれるが、目下三月開始を目途として準備を進めている。協定の内容は、米國による対日平和条約第三条に基づき権利の放棄、安保条約、地位協定等わが國が当事國である条約の沖縄への適用確認、施設・区域の提供等のほか今後の対米

4

折衝の結果米區と國際約策により取極めることが必要となる諸事項が盛りられることとなる。〔奄美、小笠原の協定の場合は、通貨の交換、財政、郵便、公有財産の引継ぎ、対外債務の決済、対米請求權、米施政下の法律行為の効力、裁判の効力等についての規定が設けられた。〕いずれにせよ、沖縄現地の実体の複雑さ、及び同じ実体を対象とする前述の復帰準備との関連において、協定内容については慎重に検討して行くべきことはいうまでもなく、また同じ理由から、交渉期間は相当長期（一つの見方では一年以上も）にわたらざるをえないであろう。

本交渉においても最大限の日米理解とともに、複雑な実体に直接関係する各官庁との緊密な連絡が必要なことはいうまでもない。協定署名の上は、總理府総務長官を中心として作成する沖縄復帰に伴う暫定措置法案及び沖縄經濟開發法案（いずれも仮称）とともに、国会に提出されることとなるが、一九七二年中なるべく早

5

い時期に復帰を実現するとすれば、その前年末までには承認をうる必要も検討されよう。ともあれ、提出時期については今後の種々の要因を勘案して、慎重に決定すべきことはいうまでもない。なお、米區においては、奄美、小笠原両協定の場合と異なり、本件協定を上院に提出するか否かの問題があるが、ニクソン大統領は現時点では方針を決めておらず、今後も慎重考慮するものと伝えられている。

四

復帰に至るまでの施政について

復帰実現まで米國が施政の責任を有するが、同時にわが國の発言力がますます高まり、實質的に施政につき米國を援助して行く必要が増大することと予想される。特に最近の全軍労ストライキのごとき事態の頻発は、長期的にみて円滑な復帰実現の障害となるので、その防止ないし中和に当つては、日米間の緊密な協力体制が不可欠であり、今後政府としては、上述のように米國の納

6

得をえつつ、漸次かかる体制を樹立して行かなければならない。この点復帰準備委員会そのものの活動とは一応別に、わが政府代表はじめ各政府出先が米高等弁務官とともに果たすべき役割りが大きいものと考えられる。同時に政府としては、二十五年にわたる施政方針の結果、本土と相当異なる様相をみせている現地の民心、特にマスコミ及び急進団体の左翼的言動が、表面をわめて強盛な現状に十分洞察を加え（本土の昭和二十年代初期の数年の事態と類似している。）今右のかけに連もれている沖縄の良識が、単に本土政府に面従腹背する「右寄り結核」としてではなく、真に力強く出現して来りよう、左翼に対する理論武装の育成指導を含み忍耐強く手を打つて行くべきであろう。これは予想される國政参加選挙、基地反対闘争（現地左翼は基地借地契約の本土政府への切換え時の大規模な妨害闘争を長期目標としている。）及び復帰に關連する県知事及び県議会選挙等、内政と対米關係の複

雑に絡んだ問題について特に必要と考えられる。右に關連して、現在の屋良政權の果たすべき役割りとその有用性も冷静に評価して、同政權に対する指導を検討することは重要であろう。

裁
無期限

沖縄の施政権返還協定締結
交渉と復帰準備の進め方
について

昭和45. 2. 5
外務省

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

- (1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤、ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できる限り簡潔な内容のものとなるよう努めるものとする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関連する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当り、総理府をはじめとする他の省庁とおのおのの所管事項につき十分協議する。

（返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記3.参照）

2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従って、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために、日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別されるが、沖縄の日本への復帰のための準備と

いうその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果たす必要がある。

(2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、

(イ) 沖縄現地で米琉両政府と協力して実施する措置は、(i)沖縄県設置のための準備(一体化、格差是正を含む)、及び(ii)地位協定適用のための現地における準備が中心であり、

(ロ) 本土で実施する措置は、(i)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(ii)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。

(これらに関連する主要事務については別添参照)

(3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米国政府と協議し、その了解をえて実施する必要がある。

以上のため必要な米国政府との協議は、佐藤・ニクソン会談の合意(共同声明第10項)に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米国政府との協議を通じて確定されるが、(イ)日米協議委員会は、復帰準備の進め方に関する指針の策定を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(ロ)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置について、実施計画の策定にあたるものとするのが適当と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつその実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廃等の必要な措置をとる。）

- (4) 復帰準備に関連する事務のうち、(イ)政府の基本方針の企画、立案、またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ロ)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当り、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。

（沖縄現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡、協議も含む。）

3. 施政権返還協定交渉と復帰準備の関係

- (1) 施政権返還協定交渉と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。すなわち、当初復帰準備の場でとりあげても対米折衝の過程において、復帰準備で処理しえざる見遣しとなれば、その処理を返還協定交渉の場に移すこととなり、逆に当初は返還協定交渉の場でとりあげても、復帰準備として処理することが適当と判断されるものも出てくることが予想される。

従つて返還協定交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施（対米協議を除く）に関する事務を主管する総理府は、常に密接に連絡、協議する必要がある。

- (2) 特に返還協定及び復帰準備の両者を取り進める上に、外務省及び総理府が各省庁の協力

をえて、早急に次の措置をとる必要がある。

(イ) 復帰に伴い生じうべきあらゆる問題点の把握。(このため既存の資料の収集、対米資料要求、現地調査等を早急に、かつ、組織的に行なう。)

(ロ) 上記(イ)で把握された問題点を一応、(1)復帰準備の категорияに属すべきものと、(2)返還協定交渉の場でとりあげるものとの仕分けする(注)。

(注) この段階における(1)と(2)の仕分けは、あくまで日本政府としての一応の判断によるものであり、上記(1)前段にて述べたとおり、復帰準備及び返還協定交渉を進めるに従い、当初(1)の categoryに入れたものを(2)に入れ、あるいはまたその逆とすべき必要性が生ずる可能性があることはいうまでもない。

(3) なお、具体的な返還協定案の作成及びそれに関する対米交渉は、上記(2)の(イ)及び(ロ)の過程を経てはじめて可能になるが、広義の意味

の返還協定交渉は、上記(2)の(イ)の段階よりはじまるものであり、その意味で対米交渉の早期開始が必要である。

4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(イ)施政権返還協定、(ロ)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(ハ)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して同時に国会に提出し、その審議を求めるところを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年のできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、諸般の準備作業を早急に行なう。

(別添)

沖縄の本土復帰に関連して日本政府の行なうべき主要な準備措置

(注) 米政府の了解をえて琉球政府をして実施せしめる措置も含む。

1. 施政権返還の時点までに沖縄現地で実施する措置

(1) 沖縄県の設置準備に関する事項

- (イ) 格差是正を含む一体化措置
- (ロ) 国県行政機関の設置準備
- (ハ) 公務員の身分引継ぎのための準備
- (ニ) 琉球政府に対する財政及び技術援助

(2) 地位協定の適用のための準備に関する事項

(3) 米国の権益に関連する事項(注)

- (イ) 米国資産の引継ぎのための準備
- (ロ) 米国民及び企業の権益の取扱い

(注) 本項に掲げる事項については、米政府側より、米国の利益に係るものとして、その処理方針自体を日米交渉の対象とすることを要求してくる可能性もあり、本土の法

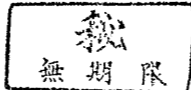
律制度、あるいは本土に適用されている地位協定の適用といった最終的な処理方針の確定している上記(1)及び(2)の場合と性格を異にする。

(4) その他

- (イ) 通貨の切替えのための準備
- (ロ) 国、公有財産の引継ぎのための準備

2. 施政権返還の時点までに本土側で準備し、施政権返還後日本政府の責任において沖縄に適用すべき事項

- (1) 本土法令の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備
- (2) 沖縄県の長期的振興開発のための立法措置の準備



沖縄の施政権返還協定締結
交渉と復帰準備の進め方
について

昭和45. 2. 21
総務府
外務省

昨年11月の佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談の結果、1972年中に沖縄の施政権をわが国に返還することについての日米両政府間の基本的合意が成立した。

この基本的合意を実施に移すため、今後日米両政府間で、施政権返還協定締結のための交渉が行なわれる。それと併行して日本政府、米国政府及び琉球政府の緊密な連絡、協議の下に、沖縄の本土復帰を円滑に実施するために必要な準備（復帰準備）を進める必要がある。

1. 施政権返還協定締結交渉

- (1) 施政権返還協定は、沖縄の施政権のわが国への返還を日米両国間で法的に確定する合意文書であり、その内容は、今後の米国政府との交渉を通じて確定されるが、政府としては、佐藤・ニクソン会談において合意された「核

抜き、本土並み、1972年中」との施政権返還の大綱の枠の中で、できる限り簡潔な内容のものとなるよう努めるものとする。

- (2) 施政権返還協定締結のための米国政府との交渉は、通常の外交経路を通じて行なう。
- (3) 施政権返還協定締結交渉に関連する事務は外務省が主管する。外務省は、交渉を進めるに当り、総理府をはじめとする他の省庁とおのおのの所管事項につき十分協議する。

（返還協定締結交渉と復帰準備の関係については下記3.参照）

2. 復帰準備

- (1) 復帰準備は、沖縄の施政権が上記の施政権返還協定に従って、わが国に最終的に返還されるまでの間に、沖縄の本土復帰を円滑に実施する目的のために、日本本土及び沖縄現地の双方で行なわれるすべての措置を含む。

復帰準備は、その実施主体により日本政府、米国政府及び琉球政府の行なう措置に大別されるが、沖縄の日本への復帰のための準備と

いうその本来の目的からみて、復帰準備を進めるに当つては、日本政府が主導的役割りを果たす必要がある。

(2) 日本政府の行なう復帰準備のうち、

(イ) 沖縄現地で米琉両政府と協力して実施する措置は、(1)沖縄県設置のための準備、及び(ii)地位協定適用のための現地における準備が中心であり、

(ロ) 本土で実施する措置は、(i)本土の法律制度の適用に伴う暫定、特別措置等の立法準備、及び(ii)沖縄県振興開発のための立法準備が中心となる。

(3) 上記の復帰準備のうち、本土で実施される措置は、施政権返還後沖縄に適用される措置であり、そのための準備は日本政府が進めることとなるが、政府は国政参加等を通じて沖縄住民の民意をこれらの措置に十分反映するよう努力する。

沖縄現地で実施する措置については、施政権が最終的にわが国に返還されるまでの間、沖縄における施政全般の最終的責任を有する米政府と協議し、その了解をえて実施する必要がある。

以上のため必要な米政府との協議は、佐藤・ニクソン会談の合意(共同声明第10項)に従い、東京にある日米協議委員会及び沖縄に設置される準備委員会で行なう。復帰準備に関する日米協議委員会と準備委員会の任務の内容については、今後米政府との協議を通じて確定されるが、(イ)日米協議委員会は、復帰準備の進め方に関する指針の策定を含む日米両政府間の基本的な政策の調整を行ない、(ロ)準備委員会は、沖縄における復帰準備に関する日米協議の公式の経路として、沖縄現地でとられるべき措置について、実施計画の大綱の策定にあたるものとするのが適用と考えられる。

上記の日米協議を通じて実施方針の確定し

た措置については、日本政府事務所（または沖縄北方地域対策庁沖縄事務局、以下同じ）が琉球政府と連絡（助言、指導を含む）しつつその実施にあたる。（同時に、米国政府は、日本政府ないし琉球政府の措置に対応し、布令、布告の改廃等の必要な措置をとる。）

- (4) 復帰準備に関連する事務のうち、(イ)政府の基本方針の企画、立案、またはそのための関係省庁の意見の調整及び沖縄現地で実施する措置の具体的実施に関する事務（対米協議を除く）は、総理府（または沖縄北方地域対策庁）が主管し、(ロ)対米協議に関する事務は外務省が主管する。

総理府は、復帰準備の方針策定及び実施を進めるにあたり、沖縄復帰対策閣僚協議会、同幹事会及び沖縄復帰対策各省担当官会議等の場を通じて関係省庁と連絡、協議し、政府の対策の総括、調整を行なう。外務省は復帰準備に関する対米協議を進めるに当り、総理府及び関係省庁と緊密に連絡、協議する。

（沖縄現地における準備委員会に対する日本政府代表と日本政府沖縄事務所との緊密な連絡、協議も含む。）

3. 施政権返還協定交渉と復帰準備の関係

- (1) 施政権返還協定交渉と復帰準備とは、相互に密接不可分の関係にある。すなわち、当初復帰準備の場でもとりあげても対米折衝の過程において、復帰準備で処理しえざる見通しとなれば、その処理を返還協定交渉の場に移すこととなり、逆に当初は返還協定交渉の場でもとりあげても、復帰準備として処理することが適当と判断されるものも出てくることが予想される。

従って返還協定交渉に関する事務を主管する外務省と復帰準備の企画、立案及び実施（対米協議を除く）に関する事務を主管する総理府は、常に密接に連絡、協議する必要がある。

- (2) 特に返還協定及び復帰準備の両者を取り進める上に、外務省及び総理府が各省庁の協力

をえて、早急に次の措置をとる必要がある。

(イ) 復帰に伴い生じうべきあらゆる問題点の把握。(このため既存の資料の収集、対米資料要求、現地調査等を早急に、かつ、組織的に行なう。)

(ロ) 上記(イ)で把握された問題点を一応、(1)復帰準備の категорияに属すべきものと、(2)返還協定交渉の場でとりあげるものとの仕分けする(注)。

(注)この段階における(1)と(2)の仕分けは、あくまで日本政府としての一応の判断によるものであり、上記(1)前段にて述べたとおり、復帰準備及び返還協定交渉を進めるに従い、当初(1)の categoryに入れたものを(2)に入れ、あるいはまたその逆とすべき必要性が生ずる可能性があることはいうまでもない。

(3) なお、具体的な返還協定案の作成及びそれに関する対米交渉は、上記(2)の(イ)及び(ロ)の過程を経てはじめて可能になるが、広義の意味

の返還協定交渉は、上記(2)の(イ)の段階よりはじまるものであり、その意味で対米交渉の早期開始が必要である。

4. 国会との関係

施政権返還協定は、国会の承認を必要とし、また日本政府の実施する復帰準備の主要内容である沖縄に対する本土法令適用に伴う暫定及び特別措置に関する立法及び沖縄県の振興開発のための立法措置は、国会の議決を必要とする。

これらは、内容的に相互に密接不可分な関連があるので、政府は、(イ)施政権返還協定、(ロ)本土法令適用に伴う暫定、特別立法の法案、及び(ハ)沖縄県の振興開発に関する立法の法案を一括して同時に国会に提出し、その審議を求めるところを基本方針として諸般の準備を進める。

なお、1972年のできるだけ早期に沖縄の本土復帰を実現するため、諸般の準備作業を早急に行なう。

24-111

秘
無期限

北米第一課長

復帰準備の進捗について

45.3.7.
米北一

さきに内決裁を得た「沖縄の施政権区
還協定締結交渉と復帰準備の進捗に

ついて」の草案を総理府に提示し協
議の結果、以下の修正を施した上、

副協定とあり、総理府、外務省連名で文書
を作成した。

右の本件文書について当面外務省と
総理府の了解文書とするに比べ、その

今後の取扱いはついては、進んで総理府

GA-5

外務省

○本メモを多分の添付し、その関係者及び特達局に配布することと致している。

と本省の協議が完了した。

(註) 修正案以下のとおり

1. 「2. (2) (イ) 沖縄特設設置のための準備
(一体化、格差是正を含む)」の(1)内を

削除した。

2. 副協定の「沖縄の本土復帰に関連した日
本政府の行うべき重要な準備措置」

については、その後の検討の結果、日本
政府の総理府の同一改訂作業が完了した。

当面本件了解文書については削除すること
とした。

よその件は、2. (2) (イ) 案の「二つ
の(本土の實施の措置)に関連する重要

GA 6

外務省

其旨については、別添参照を削除した。

3. 2.(3)の準備委員会のご持置につき
「実施計画の案定にあたり」を

実施計画の大綱の案定にあたり」と
修正した。

アメリカ局長

参事官

北米一課長

5

第1913号

統帥令 720 号
昭和 45 年 3 月 4 日

総理府特別地域連絡局長 殿

日本政府沖縄事務局

米側復帰準備計画担当者会議
に関する米側発表文

往電チ 85 号に關し、本件会議に関する米
側発表文 / 部別添送付了。

本位字送付先：外務省アメリカ局長

要処理
首席事務官
渉外
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力夕夕
局庶務

45.3.06

NEWS RELEASE:

OFFICE OF THE
INFORMATION COORDINATOR
OFFICE OF THE HIGH COMMISSIONER
Tel: 57107

FOR IMMEDIATE RELEASE:

February 26, 1970

U.S. TO HOLD REVERSION PLANNING MEETING TOMORROW

SUKIRAN, Okinawa, Feb. 26 -- U.S. officials concerned with planning for preparations for reversion are scheduled to meet at the headquarters of High Commissioner James B. Lampert in Sukiran on Friday, February 27, 1970.

Participants in Friday's meeting will include Minister Richard L. Sneider and Vice Admiral Walter L. Curtis of the American Embassy in Tokyo; Maj. Gen. Wesley C. Franklin, Chief of Staff of U.S. Forces, Japan; Civil Administrator Robert A. Fearey; and Minister Eddie W. Schodt, U.S. Representative, Advisory Committee to the High Commissioner.

The meeting is part of the continuing consultations between U.S. officials in Japan and U.S. authorities in Okinawa on reversion planning.

(END)

米側復帰準備計画担当者会議、明日開催

沖縄、ズケラン、2月26日 -- 米側復帰準備計画担当者会議が、1970年2月27日(金)、在ズケラン、ジェームス・B・ランパート高等弁務官府で開催される。

この会議には、駐日米大使館からリチャード・L・スナイダー公使、ウォルター・L・カーチス海軍中将、在日米軍参謀長ウエスレー・O・フランクリン陸軍少将、ワバート・A・ファイリー長官、高等弁務官に対する諮問委員会米側代表エディー・W・シャット公使が出席する。

今回の会議は、復帰計画に関する在日米担当者との継続的な協議の一環として開催されるものである。

(完)